

緊急通報システムの利用について

香美町では、生活に不安のある高齢者等に対し、ボタン一つで通報できる緊急通報の機器を貸与・設置しています。

利用者が緊急通報の機器を使用した場合

- ① 通報センターに通報が入る⇒看護師が利用者の安否について問いかける
 - ② (問いかけても反応がないとき) 登録された協力者に通報センターから連絡を取る
 - ③ (②の場合) 協力者が利用者の様子を確認する⇒協力者は通報センターに連絡
- ※状況に応じて直接救急車出動を要請することもあります。

利用対象者

- ・ おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者等で虚弱・病弱なため緊急時に対応が難しい方
- ・ 一人暮らしの重度身体障害者

注1) 利用希望者は、何かあった時状況確認の対応が可能な方(=「協力員」)を3人程度お願いしていただく必要があります。(おおむね5分以内で対応可能な方)

注2) 利用希望者は、「合鍵」を協力員に出来るだけ預けていただきます。

(「合鍵」がない場合は住居等の一部を破損して、立ち入る場合がありますが、修理の責任は負えません。ただし、合鍵を預けることを前提としたものではありません。)

注3) 利用希望者は申請書の提出をする時に、民生委員の意見を必ず記載してもらう必要があります。

その他の機能

① 相談通報

体調に不安がある場合など、健康に関する相談ができます。相談は看護師が対応してくれます。

② お伺い電話

月に1回の頻度で利用者の方にお電話をさせていただきます。体調の変化などがありましたらお伝えください。

■緊急通報ペンダント(本体とセットで貸与)。

- ・ 家内や玄関先などでの通報が可能。(外出時は使用できません)
- ・ ペンダントは通報センターへの通報のみです。(通話は出来ません)
- ・ ペンダントを紛失された場合は、実費弁償をお願いすることとなりますので、外出時は持ち出されないようにお願いします。